

北海道選挙管理委員会告示第 18 号

令和 7 年 7 月 20 日執行の参議院選挙区選出議員選挙について、公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号) 第 22 条第 3 項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日(以下「登録基準日」という。)及び登録日を次のとおり定める。

令和 7 年 6 月 24 日

北海道選挙管理委員会委員長 大崎 誠子

- 1 登録基準日 令和 7 年 7 月 2 日 (公示日の前日)
 ただし、年齢については令和 7 年 7 月 20 日
 (選挙期日)
- 2 登 録 日 令和 7 年 7 月 2 日 (公示日の前日)